

## 東京都献血推進協議会 委員名簿

区分	所属	氏名(敬称略)
会長	東京都福祉保健局技監	成田 友代
学識経験者	東京都医師会理事	蓮沼 剛
	東京大学大学院医学系研究科教授 (東京大学医学部附属病院輸血部長)	岡崎 仁
	東京医科歯科大学大学院政策科学分野客員教授	河原 和夫
	慶應義塾大学輸血・細胞療法センター教授	田野崎 隆二
	東京医科歯科大学病院輸血・細胞治療センター講師	梶原 道子
	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都がん検診センター検査科技師長	前田 かおり
地域団体等	KDDI株式会社総務部CSR推進グループ長	東島 正幸
	東京都生活協同組合連合会会長理事	村上 次郎
報道機関	読売新聞東京本社常務取締役調査研究本部長	南 砂
関係団体	日本赤十字社東京都支部事務局長	矢部 信栄
	東京都赤十字血液センター所長	牧野 茂義
	公益財団法人献血供給事業団理事長	北田 靖則
区市町村代表	特別区保健衛生主管部長会(練馬区保健所長)	石原 浩
	東京都市福祉保健主管部長会(立川市福祉保健部長)	五十嵐 智樹
行政機関	東京都教育庁都立学校教育部長 (代理) 教育庁都立学校教育部学校健康推進課長 上田 直子	村西 紀章
	東京都保健所長会(南多摩保健所長)	舟木 素子
	東京都福祉保健局保健政策調整担当部長	播磨 あかね

区分	所属	氏名
オブザーバー	地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立墨東病院輸血科部長 (東京都輸血療法研究会世話人代表)	藤田 浩
	東京都赤十字血液センター 事業推進一部長	田中 真人

## 東京都献血推進協議会設置要綱

	昭和 40 年 2 月 15 日	(40 衛薬衛発 第 30 号決定)
改正	昭和 42 年 8 月 1 日	(42 衛薬衛発 第 165 号決定)
改正	昭和 59 年 5 月 29 日	(59 衛薬薬 第 193 号決定)
改正	平成 5 年 3 月 31 日	(4 衛薬薬 第 1536 号決定)
改正	平成 8 年 9 月 10 日	(8 衛薬薬 第 969 号決定)
改正	平成 13 年 4 月 18 日	(13 衛薬薬 第 118 号決定)
改正	平成 14 年 4 月 1 日	(14 健サ疾 第 5 号決定)
改正	平成 15 年 4 月 1 日	(14 健サ疾 第 1661 号決定)
改正	平成 16 年 4 月 26 日	(16 健サ疾 第 3 号決定)
改正	令和 5 年 3 月 8 日	(4 福保保疾 第 2155 号決定)

## (設置)

第1 血液事業に関する施策の策定及び実施に当たって、公正の確保及び透明性の向上を図るために、東京都献血推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

## (協議事項)

第2 協議会は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」第10条第4項に基づき国が示す当該年度の献血による血液確保目標量を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 献血の普及啓発に関すること。
- (2) 献血協力組織の育成に関すること。
- (3) その他献血推進に関すること。

## (構成)

第3 協議会は福祉保健局長が委嘱又は任命する次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者並びに職域及び地域団体等の代表者 15名以内
- (2) 関係行政機関の職員及び東京都職員 6名以内

2 前項(1)のうち、東京都赤十字血液センター所長の役職にある者については、委員として指定する。

## (会長)

第4 協議会に会長を置く。

- 2 会長は福祉保健局技監とする。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が職務を代行する。

## (任期)

第5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員は、その役割を退いたときに委員の資格を失い、後任の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

## (会議)

第6 協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

2 協議会の会議は、必要の都度開催する。

## (部会)

第7 会長は、協議会の意見に基づき、必要に応じて、特定の事項ごとに部会を設けることができる。

2 部会は、協議会の委員のうちから会長が指名する委員及び福祉保健局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。

## (会議の公開)

第8 会議及び会議に関する審議資料、議決事項、会議録等（以下「会議録」という。）は原則として公開する。

2 会議及び会議録等を公開するときは、会長は必要な条件を付すことができる。

## (庶務)

第9 協議会に関する庶務は、福祉保健局保健政策部において行う。

## (その他)

第10 協議会の開催に当たっては、必要に応じ、第3に掲げる者以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

## (施行)

第11 この要綱は、昭和40年2月15日から施行する。

## 附則

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 この要綱施行の際発令中の委員の任期は、第5の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。

## 附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成8年7月16日から適用する。

## 附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

## 附則

この要綱は、決定の日から施行する。

## 附則

この要綱は、決定の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

## 附則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

## 東京都献血推進協議会 血液製剤適正使用部会設置に関する細則

平成 15 年 10 月 24 日 15 健サ疾第 1262 号 医療サービス部長決定  
平成 16 年 4 月 26 日 16 健サ疾第 3 号 医療サービス部長決定  
平成 18 年 12 月 12 日 18 福保保疾第 1405 号 保健政策部長決定  
最終決定 令和 4 年 4 月 1 日 4 福保保疾第 954 号 保健政策調整担当部長決定

## 1 目的

血液製剤の適正使用について協議し、輸血療法の安全性の向上を図るため、東京都献血推進協議会設置要綱第 7 に基づき、東京都献血推進協議会（以下「協議会」という。）に血液製剤適正使用部会（以下「部会」という。）を置く。

## 2 協議事項

部会は、次の事項を協議し、協議会長に報告する。

- (1) 血液製剤の適正使用に関すること。
- (2) 輸血療法の安全性の向上に関すること。
- (3) その他血液事業に関する事項

## 3 委員及び専門委員

- (1) 部会の委員は、学識経験者等 10 名以内、東京都職員 3 名以内とし、協議会委員のうちから協議会長が指名する委員、及び協議会長が指名する者のうちから福祉保健局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。
- (2) 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。
- (3) 専門委員は、2 名以内とする。

## 4 部会長

部会に、部会長を置く。

- (1) 部会長は、東京都福祉保健局保健政策調整担当部長とする。
- (2) 部会長は、会務を総務する。
- (3) 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代行する。

## 5 会議

部会の会議は原則として年 1 回とし、また必要に応じて随時開催することとし、部会長が招集する。

## 6 会議等の公開

- (1) 会議及び会議録は、原則として公開する。
- (2) 会議又は会議録を公開するときは、部会長は必要な条件を付することができる。

## 7 庶務

部会に関する庶務は、福祉保健局保健政策部において行う。

## 8 その他

会長は、部会の開催にあたって、必要に応じ、3 に掲げる者以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

## 附 則

この細則は、決定の日から施行する。

## 附 則

この細則は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

## 附 則

この細則は、平成 18 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。